

令和7年3月25日
横浜市建築局

**横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則
等の一部改正について**
(盛土規制法適用、横浜市開発事業等の調整等に関する条例改正
に伴う規則改正)

1 趣旨

「宅地造成等規制法（以下「旧宅造法）」が「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法）」に改正され、本市における適用を令和7年4月1日に予定しています。

また、「横浜市開発事業の調整等に関する条例（以下「旧開発調整条例）」においては、盛土規制法の適用に伴い、条例名称を改めるとともに、所要の改正を行い、令和7年4月1日に施行を予定しています。

盛土規制法の適用や横浜市開発事業の調整等に関する条例の改正に伴い、これらの法令を引用している横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則等を改正します。

2 規則改正の概要

(1) 規則改正の対象

	規則名称	所管
1	横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則	医療局 健康安全部生活衛生課
2	横浜市環境影響評価条例施行規則	みどり環境局 環境保全部 環境影響評価課
3	租税特別措置法に基づく横浜市優良宅地造成認定規則	建築局 建築指導部情報相談課
4	横浜市地域まちづくり推進条例施行規則	都市整備局 地域まちづくり部 地域まちづくり課

(2) 規則改正の概要

ア 提出書類の記載様式の修正（宅造規制区域の記載欄の削除）（対象：前号1）

盛土規制法に基づく規制区域が市域全域となることに伴い、「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則」で定める様式において、規制区域「内・外」の記載欄を削除します。

イ 盛土規制法の規制対象に合わせた適用対象等の変更（対象：前号2～4）

盛土規制法では旧宅造法と比べて農地・森林での造成や土石の堆積が、許可が必要な規制対象に追加されるなどの変更がされたため、規則において、旧宅造法の規制対象に関する規定を引用して、条例の適用対象や提出書類の記載事項を定めているものについて、盛土規制法の規制対象に合わせた規定に改めます。

表1 旧宅造法と盛土規制法の規制対象と用語の定義の変更について

旧宅造法の規制対象	盛土規制法の規制対象
<p>① 宅地造成 (宅地にするための造成、宅地における造成)</p>	<p>① 宅地造成 (宅地にするための造成)</p> <p>② 特定盛土等 (宅地における造成、農地・森林等における造成)</p> <p>③ 土石の堆積</p> <div data-bbox="850 607 1428 757" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※法改正による変更点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制対象行為に特定盛土等、土石の堆積が追加された ・用語の定義が変更され、宅地における造成が「特定盛土等」に位置づけられた。 </div>

※ () 内：用語の定義

ウ 法令名称の変更 (対象：前号2～4)

- (ア) 「宅地造成等規制法の一部を改正する法律による改正前の宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に置き換えます。
- (イ) 「横浜市開発事業の調整等に関する条例」を「横浜市開発事業等の調整等に関する条例」に置き換えます。

(3) 改正内容

別紙 新旧対照表

3 施行日

改正の施行日は令和7年4月1日です。

【問合せ先】

宅地審査部宅地審査課宅地企画担当
電話：045-671-2945